

初期の「統計法」の一典型 ——1897年のハンガリー統計局法——

浦田昌計

は し が き

現在、情報化社会の進展の中で、情報をめぐる国民の権利の保護の問題がクローズアップされるのと並行して、官庁統計をめぐる行政の権限と国民の権利との問題も改めて検討されねばならなくなっている。私は、別の稿で、G. v. Mayr の統計行政論の紹介を通じて、19世紀後半から20世紀初頭における統計立法の開始期の問題状況に若干閑説したのであるが、その折、Mayr が一つ進んだ例として1897年のハンガリー統計法について注目していることを紹介しておいた。¹⁾このハンガリーの統計法は、当時としては珍しい一般的統計法の性格をもつものであり、またそこに申告義務と守秘義務を中心とする近代的統計法の諸要素がかなり体系的な形で規定されたということ、さらにそこには申告義務の範囲について国民の合意の手続きに関する問題がプリミティブな形で規定されているという点において注目されるべき内容を含んでいる。このハンガリーの法律は、すでに明治31年(1898年)に、「統計集誌」212号に「匈劫利王国統計中央局章程」として訳出されている(高橋二郎訳)ので、我国でも当時既に一部で注目されたものと思われるのであるが、今日では目につきにくくなっていることも考え、改めて Allgemeines Statistisches Archiv に掲載された独語の法律条文を私なりに訳出すると共に、この雑誌に掲載された当時のハンガリー統計局長 Jekelfalussy の解説を紹介し、また入手しえた若干の紹介資料にもとづいてこの時期のハンガリーの官庁統計の発展とその特徴を見ること

によって、この法律の成立の背景を理解する助けとしたいと考えた。ハンガリーの近代的官庁統計の出発の時期は、わが国の明治維新とほぼ同時期であり、もちろん置かれた状況は異なるけれども、同じく近代化をめざして統計の整理につとめた国であったという点で、わが国の統計制度との比較史的検討も興味をひく点である。本稿ではもちろんそこまで進めることはできなかった。ただ、ハンガリーではわが国と違い相当徹底した集中型の統計制度が出来上り、その制度とからみ合って1897年（明治30年）段階で、早くも一つの体系的な統計法がつくられたのであって、統計制度としてかなり違った発展方向をたどったと言えるのであるが、とくに統計調査の権限と国民の権利との関係についての意識に相当違いがあることが感じられ、両者の関連を幾らかでも明らかにしたいと思ったことが本稿のきっかけであるが、この点はなお究明しえたいとは言えない。法規定や制度はその運用の実態とはなれては論じられないことは勿論であるが、そうした意味でも本稿での検討は決して十分なものとは言えないことを断っておかねばならない。

- 1) 拙稿「統計行政法についての G. v. Mayr の所説——申告義務と行政権限の限定をめぐって」（『岡山大学経済学会雑誌』第17巻314号）。

I. 1897年のハンガリー統計法の特徴

後段に資料として付したこの法律の概要と主旨を知るために、まず、Allgemeines Statistisches Archiv に掲載された当時のハンガリー統計局長、J. v. Jekelfalussy の解説的覚え書きを要約的に紹介しておこう。

Jekelfalussy は先づこの法律の必要になった理由について全体的につぎのことをあげている。すなわち、後にわれわれが見るように、それまでのハンガリー統計局の活動の法的基礎となったのは1874年の法律第25号であったが、この法律は当時の統計局の狭い作業範囲と課題に則したもので、いまや官庁統計の活動にはより大きな保障が与えられなければならない。とくに1947年の法律で

はデータ提供が明確に義務づけられたのは官庁だけで、団体や私的な会社は、限られた、しかも限界が明確でない範囲でしか義務づけられてなく、しかも私的な個人の申告義務は全く規定されていない。また誤った申告や回答拒否にたいする罰則も規定されていない。1874年法の法的保障のこれらの不備は、統計局のすべての機能にとって、また種々の官庁が行っている分散的で不統一なデータ蒐集を統計局に集中する努力にとって⁴⁾ 障害になったと Jekelfalussy は言う。これが新しい法律を必要とした理由だというわけである。

次に法律そのものの解説にあたり、Jekelfalussy は、新法の基礎におかれた支配的原則は「統計的データ蒐集の集中化」であると述べ、この原則に従って、1897年法の諸条項はつぎの三つの部類にわかれる諸規定から成ると説明している。すなわち

- 1) 中央統計局の組織に関わる諸規定
- 2) 中央統計局のデータ蒐集を保障するための諸規定
- 3) データ提供者をデータ蒐集者の行き過ぎから保護するための諸規定

がこれである。

第1の中央統計局の組織に関わって、先づ、「すべてのデータを統計局に集中する」ことを実質的に裏付けるものとして、Jekelfalussy は、法律の第5条第3項の規定をあげる。すなわち、内閣総理大臣が毎年議会で国家予算を提出する際に一緒に提出しなければならないところの、各省庁の業務範囲を包括的に含む統計年鑑の作成が中央統計局の任務として法的に規定されたことは、Jekelfalussy によれば、「これまで各種の部局と専門省のもとで作成され、当該省によって議会で提出される年次報告で公表された統計情報が、すべて中央統計局によって作成され、中央統計局が起草する統計年鑑で公表される」ということを意味するという。（さらに Jekelfalussy は、この年鑑に添えられるべき「ハンガリー国家の公的状態にかんする総括報告」の起草も中央統計局の任務になるだろうと述べている。）

この中央統計局の任務に対応した組織と体制の強化のための条項が中央統計局のスタッフに関する規定（第6条）——そこでは自然科学分野を含む各方面の

専門家の採用を可能にした——，全スタッフのための統計的専門資格試験の制度の規定（第7条），統計局図書館および地図蒐集室のための無償納本制度の規定（第4条）である。

第2の部類の条項は，中央統計局の活動にたいし外部からの全ての妨害を防ぎ，提供されるデータの信頼性を確保し，データ提供の支障のない継続を保障するための諸規定である。

先づ，1874年法に比較して1897年法はデータ提供の義務（申告義務）の範囲を拡大し，その責任をより明確にしている（第9条）。すなわち，データ提供義務は，官庁だけでなく，すべての施設，団体，会社にも，個人にも規定された。

またこの法律では，データ提供の遅滞者の賠償（補充調査費用の負担）責任についての1874年法の規定を受けついで規定（第11条）の他に，故意に誤ったデータの申告をした者および申告拒否者にたいする罰金を規定し（第13条），また，誤った風評を流す等によって調査を妨害した者に，それによる損害および再調査費用の負担責任を規定（第14条）した。

さらに，この法律は中央統計局に広い検査権を賦与する（第10条）。すなわち，中央統計局は提出された統計データの信頼性と適合性を吟味検査するために，官庁および官庁の監督下にある企業の営業帳簿の閲覧も，その閲覧が法的に行政官庁に認められている限り可能である。こうした法律がない場合，中央統計局は株式会社および協同組合の営業帳簿を閲覧することはできないが，その場合でもこれらの法人が要求されたデータ提供を拒否する場合またはそれらが自らデータの記入しえないことを表明した場合には，それを閲覧できるのである。

この法律はまた農村部での調査員としての教員の義務を規定し（第8条），また上述の検査の機関として，中央統計局の官吏の派遣のほか，特別な統計支所を置きうることを規定した（第10条）。

1897年の法律の第3群の規定は，「データの提供者側を，統計局またはその機関の側で起しうる権利侵害から保護するために採用された法的な保証」である。Jekelfalussy はその主旨についてつぎのように説明する。「私人が中央統

計局の要求に刑罰さえ伴う義務としてデータの提供の責任を負わされるということは、その反面において、統計局に保障されたこの権限が、その行使において極端に走り、あるいは個人的自由をおかすようなものに変ることを防ぐ保障を必要とする。この義務がどこまで及びうるかについて限界が設けられねばならなかったし、さらにこの限界内においても、どのような乱用も生じない保証を予め用意しなければならなかった」と。

上述の申告義務の限界を規定した条項は、個人の所得あるいは資産の全体に関わるデータ、あるいは所得や資産の一部であって外部にあらわれない部分に関わるデータ、最後に内的な私生活に関わるデータを「統計局の正規のデータ蒐集活動から除外」する第3条第3項の規定である。ただし、Jekelfalussy が注意深く指摘しているように、この規定は、「必要が生じた場合に、それに応じてこれらの生活諸関係に関するデータを蒐集することを排除するものではない。ただし、この種の必要が生じた場合には新しい法律をつくる必要がある」。

上記の限界内で、さらに個人の自由を必要以上におびやかさないように、この法律は、「ハンガリーの立憲政治体制を特徴づける一つの保証」を与えるのが、中央統計局の年間の作業プログラムが議会で審議、承認されるべきことを規定した第3条第2項である。計画された新しい調査全部が「調査票と一緒に」また「このデータ蒐集が、直接間接に私人の申告を要するか否かを明示して」作業プログラムに記載されねばならない。Jekelfalussy によれば、このことによって「議会はデータ蒐集が個人的自由の侵害と結びついていないか否かを判断する」のであり、中央統計局の権限についての法律の保証（申告義務と検査権）は、議会在が認可したデータ蒐集についてだけ有効であるから、この条項は「個人の自由を直接に議会の保護のもとに置」こうとするものである⁵⁾。

被調査者の権利と利益を保護し、被調査者を安心させるために設けられた具体的諸規定の一つは、調査にかかわる中央統計局の諸命令にたいする当事者の抗告の権利規定（第12条）である。

「私的利益の保護のためには、さらに、統計目的のために集めたデータが統

計目的のためのみに利用されるという点、そして政府権力がこれを他の方面に利用することも、統計局の職員あるいはデータ蒐集に採用される個々の機関が、データを乱用することも許されないという点を規定する必要があった」そして「この場合法律は、しばしば営業の秘密に関わる申告データについて生じうる全ての乱用を阻止するように努めることによって、データ申告の正直さと真実性を確保することを望んでいるのである」と Jekelfalussy は説明する。具体的には、私的性質をもつ統計的申告の租税査定のための利用を禁じ（第17条第1項）、統計局のデータ公表において私的利益そのものの侵害を生じないように、特殊な場合をのぞき個別データの公表を禁じ分類集計された公表だけを認めている（同第2項）。

以上の調査者側の責任を裏付けるべく、法律は、職務上知りえた個別的データを、知る権利のない個人および官庁に漏らした者にたいし、行政罰および損害賠償責任の他に、独自に厳格な刑罰を規定した（第15条）。

以上が、Jekelfalussy の説明に沿って見た1897年の統計法の骨子と主旨である。なお、1874年の旧法によって設置されていた国家統計委員会が⁶⁾新しい法律では消えている点について、Jekelfalussy は、それが実情に合わなくなったことのためであるとし、調査の企画や改正の場合必要に応じてその都度もっぱら専門家から成る専門審議会を招集することになるとしている。

ところで、1897年のハンガリー統計局法が示すハンガリーの行政統計の組織と法制の特徴は、特殊的事項は別としてつぎの点に要約できよう。

- i) ほとんどの行政統計の責任を中央統計局に集中するきわめて強い集中型の統計機構を志向していること。
- ii) 上のことにもとづいて、行政統計の主要部分をこの法律によって一元的に法的規定のもとにおいていること（一般的統計法）。
- iii) 中央統計局のすべての統計調査を各調査の調査票を含めて議会の承認事項としていること。
- iv) この中央統計局の調査について、国民にたいして罰則と民事的責任をとらなう法的申告義務を課し、さらに中央統計局の強制的検査権を一定範

困で認めていること。

v) 国家（中央統計局）に対する国民の申告義務の代償として、この法律による調査の及ぶ範囲を限定する規定を置くと共に、調査者（統計局職員および調査集計担当者）の守秘義務を罰則を付して規定し、さらに個別的データ利用に関する制限（統計目的への限定）を規定して、個人（営業）の秘密の侵害にたいして一定の保障を与えようとしていること。また調査命令にたいする抗告権を規定していること。

被調査者（国民）に統計調査における申告義務を課す一方、他方において個人（営業）の秘密について調査者の守秘義務を規定するのは、近代的な統計調査の法的規定が帰着せざるを得ない基本的構成であり、罰則を伴う守秘義務の明示規定も、1880年の合衆国センサス法において調査員の守秘義務違反の罰則が契約条項の中に含まれる形で初めて登場している。また、成立には至らなかったが1895年のオーストリアの労働統計に関する法律案には官吏の守秘義務違反にたいする禁固刑の規定が含まれていた⁸⁾。このような動向の中で、G. v. Mayr は Statistik und Gesellschaftslehre の初版（1895）において、上述の基本的構成を含む統計的行政法の構成要件を体系的に示したのであった⁹⁾。

この流れで見ると、ハンガリーの1897年の統計法はその基本的構成において、アメリカやオーストリアに既に見られた申告義務と守秘義務の結合という流れを積極的に取り入れたものであったと言えるのであるが、われわれが上に見たように、被調査者の権利にたいする調査者側の責任の明確化という点からみると、調査関係者の守秘義務の規定に加えて統計局それ自体に対し、データ利用の目的および公表方法の限定という形で、明示的な制的を加えている点で、より体系的であったと言えるであろう¹⁰⁾¹¹⁾。

加えて、この法律は、上記のごとく一般的統計法という性格をもつものであったが故に、統計調査をめぐる国家と国民の権利義務関係を一般的な形で法制化したものとして、いっそう意味をもつものであった。同時に、この法律は、国民が申告義務を課せられる範囲が具体的には法的に規定しがたいという一般法特有の難点に関して、中央統計局の個々の調査企画について議会での承認を

要件とすることによって、Mayr が強調した統計調査に関する立憲主義の原則¹²⁾を維持しようとしている点も見落してはならないであろう。

ところで、欧米先進国においてもなお統計法の体系が整備されていたと言えない段階において、オーストリアとの関係において1867年に一応の内政的独立を得、独自の統計局の発足を見て間もないハンガリーにおいて、こうした統計法の整備がおこなわれた事情はどこにあるのであろうか。もとよりハンガリーは小国とはいえ、官庁統計の国際的な交流ではすでに一定の役割を果たしていた(1876年の国際統計会議はブタペストで開かれた)。さらに、この時期の統計局長 Jekelfalussy の考え方が、この統計法の成立の直接の契機であることも疑いをいれない。しかし、われわれはこの法律の成立を考えると、単に守秘義務を中心とする被調査者の権利保護の規定のみに目を向けるべきではなかろう。このような保障条項は、Jekelfalussy の説明でも読みとれるように、統計局に強力な調査権限を賦与する代償として組みこまれたと考えられる。われわれは、こうした意味でハンガリー統計法の成立の歴史的事情を、当時におけるハンガリーの官庁統計の状況とその社会的背景に照して見ておくことにする。ただし、入手しえた資料に限られているため、ここでの目的はその範囲内で一定の手掛りをさぐることに限られる。

- 2) J. v. Jekelfalussy, "Bemerkungen" hinzugefügt zu "Reorganisation der Landesstatistik in Ungarn, Gesetz-Artikel XXXV ("Allgemeines Statistisches Archiv", Bd. V. SS. 332-337)
- 3) 後出Ⅲ—(1)参照。
- 4) 1874年法でも、各省がその統計材料を統計局に引き渡すこと、また各省の行う調査も国家統計委員会に提出して専門的審査を受けるべきことを規定している。しかし、Bokor は、後者には守られなかったことを指摘している。G. Bokor (後出注13の論文) S. 347.
- 5) Jekelfalussy は、ここで、この条項が中央統計局にとっても不利になるものではないことを細説している。それは、一つには、統計調査プログラムの議会討論が、ひいては民衆の間での統計の関心を高めるからであり、他方では、作業プログラムの一括提出の場合、既定の調査の必要な変更と修正がより容易であるというのである。
- 6) これは、各省庁の代表者と若干の学識経験者から構成されていた。後述参照。

- 7) Robert C. Davis, Confidentiality and the Census, 1790-1929, in "U.S. Department of HEW, Record, computer and the right of citizens", 1973. p. 195.
- 8) G. Mayr, Oesterreichischer Gesetzentwurf betr. die Arbeitsstatistik ("Allgemeines Statistisches Archiv", Bd IV, SS. 660-668)
- 9) 前出拙稿参照。
- 10) 個別情報の統計目的利用にたいする制限、公表にあたっての個別情報の秘匿のための規定が、合衆国センサス法に規定されたのは1910年である。米国国務省センサス局刊、水野坦・平田和子訳「センサスの秘密保護」(『統計局研究室情報』第25号, 1973. 3.)
- 11) 1897年法は個々の統計調査の結果の公表義務を規定していないが、第1条と第5条に事実上それが含まれているといえる。
- 12) 前出拙稿参照。

II. 1897年法までのハンガリー官庁統計の発展と問題状況¹³⁾

(1) 最初の統計組織と1874年の法律

ハンガリーにおいて独自の官庁統計が成立したのは、1867年にいわゆる「二重君主国」(オーストリア・ハンガリー帝国)の体制のもとで独自の憲法・議会・内閣をもち、内政上一応の自治権をもつに至ってからである。¹⁴⁾

ハンガリーの独自の官庁統計の開始以前に、オーストリア政府の下で若干の直接調査がハンガリーでも実施されている。たとえば1850/51年および1857年の国勢調査がそれである。とは言え、これらの調査は、ハンガリーの住民や下級官庁から相当の抵抗を受け、「そのデータはおそらく正確などとは言えない」といわれている。その他の行政統計もオーストリア支配下のハンガリーではほとんど組織化されていなかった。したがって、内政的な独立を得たハンガリー国家は、早急に独自の統計を組織しなければならなかったのである。

1867年二重君主国体制の下で成立したハンガリー内閣の農商務大臣 Stefan v. Gorove から科学アカデミー統計委員会¹⁵⁾での統計活動に参加していた若い公

16)
法学者 Karl Keleti に統計局の設置に関する覚え書の作成が委任された。これに基づいて1867年のうちに農商務省に K. Keleti を長とする統計課が設置され、同時に、各省代表と専門家から成る国家統計委員会が発足した。

統計課と統計委員会の最初の大規模な作業は、1869年12月31日を期日とする国勢調査であった。同時に、統計委員会によって次々に小委員会が任命され、貿易統計、営業統計、犯罪統計、団体統計、農業統計の調査の体制および調査票が審議、決定された。1868年5月には最初の「統計通報」(Hivatolos Statistikai Közlemények) が刊行された。

ハンガリー官庁統計制度の発展のつぎのステップは、1871年に農商務省の統計課が大臣直属の統計局に昇格されたこと、またとりわけ、1874年に最初の「統計法」が制定されたことであった。これらの改革の推進者は Keleti であった。ハンガリーの官庁統計を推進するには省内の一つの課の地位はあまりにも低すぎたし、統計委員会も各省の分散的なデータ蒐集を十分掌握できない状態にあったために、Keleti は1869年ペテルスブルグで開かれた国際統計会議から帰った後に、官庁統計の行政的な独立性の必要を説いた建白書を大臣に提出し、その実現にねばり強い努力をした。この建白書の中で、Keleti は、より広い作業範囲をもち大臣に直属する中央統計局の設置を求めると共に、全国的な調査のために県の下級官吏の好意的協力を期待しなければならないような状況を改め、データ提供を法的に義務づけることを主張した。1971年に統計局(官制上は農商務省に属した)の設置が認められ、局のスタッフはやや充実し、統計活動上の自由が拡大された。法的権限の強化(統計局にたいするデータ提供義務の法制化)の方は1874年に法律第25号となって実現した。

1874年のこの法律は、ハンガリー統計局がハンガリー王国の公的状態を明らかにする課題をもつことを規定し、また国家統計委員会とその任務をも規定したが、この法律の眼目は、データ提供義務の規定であった。第5条によれば、この義務は、政府諸機関、宗教機関、文武の官庁、さらに公共施設、公共的目的をもつ業務に従事する民間施設・団体・会社に及ぶものとされた。また法律は、統計局の命令にも拘らず提出されないデータ、あるいは不完全なデータに

については、提供責任をもつ機関の負担と費用によって統計局が直接現場でデータ蒐集をおこないうることを規定した¹⁷⁾。

この法制化の必要が政府部内で認められる重要な契機となったのは、1871年に実施された工業統計調査の失敗であったと G. Bokor は述べている。この調査は、1869年の国勢調査の職業データを補完するために、経営の技術的な諸事項、補助作業員、生産価額等々を調べようとしたものであったが、調査票の回収率はきわめて低く、事実上失敗に終わったという。この Bokor の指摘は注目に価するが、ただ、営業統計のようなセンサス調査のための申告義務の規定として見るときには1874年法の規定は、申告義務者の範囲の規定において不明確であると言わざるをえない。1874年法は、差し当りは官庁や公共的性格をもつ企業の統計局への申告義務を規定しただけであり、一般的統計法としては不完全なものであった。事実、その後も個々の重要な調査には個別立法がなされている。しかし、この法律は「その後22年間、統計局が必要とする統計データを嫌がる会社等から請求する道具として使われた¹⁸⁾」とされ、その意味では1897年法の制定のための土台となったものと言えよう。

（2）1890年までの統計活動の重点と課題

1867年にはじまる二重君主国時代のハンガリーは、ブルジョア革命の不徹底と東欧的後進性のもとで、立憲主義の体裁をとりつつ、政治的には依然として大土地所有階級の主導下にあった。しかしながら、二重国体制によって一時期つくり出された政治的安定とオーストリアとの共通関税、経済共同体のもとで経済的にはかなりの発展を見る。

この時期のハンガリーの政府は、土地所有関係を中心とする半封建的基本関係に対しては根本的改革を加えようとしなかったが、近代的公教育制度の採用（1868年）、刑法の改正（1872年）などを行い、産業発展のための鉄道建設を進め、また信用制度の確立を計った。国家による直接投資も決して僅かではなかったといわれる¹⁹⁾。

こうした政策を進める上で、政府はその施策のための基礎資料を必要とした

ことは言うまでもない。われわれは主として、G. Bokor の研究に依拠しつつ、この時期にどのような統計活動が開始されたかを見ると共に、それらの調査について指摘されている成果と問題点の若干を拾ってみよう。

既に述べたようにハンガリーの官庁統計の最初の、しかも困難な事業は1869年の国勢調査であった。政府が早々に国勢調査を取り上げたのは、前回オーストリア政府の下で実施された調査から十年経過し、オーストリア自体でも実施の時期が来ていたのに合わせる意味もあったであろうが、しかし何よりもこれによって内政的独立後の施策の基礎を求めたことは明らかである。期日は別として、調査そのものは全く独自の体制で実施された。調査項目についてはオーストリアの調査と基本的に変っていないように思われるが、²⁰⁾ 調査は、各県（および市）に調査委員会をおき、調査区を設定し調査員を任命して行なわれた。

この調査はハンガリー官庁統計の最初の仕事としてかなりの成果をあげたが、同時に幾つかの課題を残した。調査内容の面では、この調査は政治的配慮からハンガリーにとって深刻な問題である国民の民族性の調査を取りあげえなかつた。²¹⁾ この課題のために、次の1880年の国勢調査からは、母語（母から覚えた言語）および宗教の質問が取り入れられたが、この民族問題がハンガリーの統計調査に特殊な困難を生じさせたことは疑いない。²²⁾ 調査方法の面では、この最初の国勢調査は、世帯または家屋毎の連記票を用い、かつ、県（および市）での地方分査の方式がとられたので、集計上の困難が大きく、とくに職業分類上の不統一が課題を残した。このため、Keleti の努力によって次の1880年の国勢調査からは調査カード（単記票）による中央集査が実現される。²³⁾

センサスとは別に、継続的に実施される調査の幾つかも早い時期から開始されている。人口動態統計、犯罪統計、貿易統計、収獲高統計などがそれである。だが、それらも決して簡単な仕事ではなかった。

人口動態統計は、この国では国家と教会の関係の解決がおくれ、国家の手による戸籍業務の開始が1895年まで延ばされたために、一定の書式で年一回提出される教会の記録に依るほかに、精密な結果を求めがたかった。また、市町

村からの報告による作付面積と収獲高の統計も、70年代の結果はほとんど信頼できなかった。1885年になって作況報告員が採用されるが、この段階でもなお耕地に関する市町村台帳の不備は十分に改善されていなかったという。

貿易統計は、ハンガリー統計局にとって特別に重要な地位を占めた。それはこの国とオーストリアとの関係、直接には、関税協定によるものであった。つまり、両国間には関税線が無かったから、関税統計ではオーストリアとの貿易を捉えられず、結局ハンガリー自体の貿易統計は得られなかったからである。しかも、オーストリアとの取引はハンガリーの輸出入の圧倒的部分を占めていた。²⁴⁾ また、この関税協定の問題は、関税率をめぐり、さらには関税自主権の要求をめぐって、ハンガリーの議会内外での激しい議論の対象であり、そのためにも、ハンガリー独自の詳しい貿易統計が必要であった。

すでに統計課の発足当初から、鉄道およびドナウ河汽船会社に国境を通過する貨物輸送の報告を依頼し、他方ルーマニア、セルビアとの国境の税関の報告を求めて、不完全ながら独自の貿易統計の作成が開始されていた。しかし、関税協定の第一回目の交渉がせまったころ、折柄の経済不況もあって、オーストリアへの従属関係が激しく議論されたのを背景に、新たに貿易統計に関する法律（1881年）が出されるに至り、本格的な調査が始まる。この法律によって、鉄道、船舶および駅通馬車によって国境を通過するあらゆる商品輸送について、印紙をはった申告書の提出が義務づけられ、これをもとに輸出入統計を作成することになった。これは統計局の継続的作業の大きな部分を占めるに至り、そのための職員の増加がなされたが、調査の経費は主に印紙収入で賄われた。

この時期の職業統計、営業統計についても簡単にふれておこう。1871年の営業調査が失敗したことはすでに触れた。しかし、1884年に再び工業調査と家内工業の調査が実施されている。家内工業の調査の方は、市町村を通じての表式調査であったが、工業調査はセンサス方式であり、調査票には、従業員、使用される原動機と機械、燃料に関する質問がふくまれていた（なおハンガリー工業の主体である製粉業については別の調査票が使用された）。注意すべきは、統計局の原案にあった年生産額の項目が削除されたことである。結果は1871年の調査に

比べて良好であったとは言え、なお非常の多数の営業者が調査からもれ、回答にも多くの隠匿があったとされる。

統計局は、こうした調査もれを防ぐため、次回は国勢調査に付帯して、詳しい職業＝営業調査を行う方針をとった。1890年の職業調査には工夫がくわえられ、被雇用の営業従事者には職種を聞くだけでなく、親方名または企業名を記入させた。これによって、職業、産業の組み合わせ分類が出来るようになっただけでなく、統計局はこの調査票から逆に雇い主側の営業状態を把握するのに利用した。営業調査の方も、前回よりも好結果が得られたという。

以上にみた諸調査のほか、1890年頃の統計局は、運輸統計、金融機関の統計、火災統計、教会と学校の統計、鉱業統計、国家財政統計、重要生活物資の価格統計、農業労働者の賃金統計²⁵⁾などを作成公表していた。

（3）1890年代の新たな局面

1892年に Keleti が死去したことによって、統計局の指導は次長から昇格した Jekelfalussy に移り、Keleti の指導によって基礎づけられたハンガリー官庁統計に、新たな改革が加えられるにいたる。しかし、変わったのは局長だけではなかった。

ハンガリーの経済発展と工業化は1890年代にはいるといっそう加速し、発展の第2の段階²⁶⁾にはいる。これに伴って、資本主義経済のもたらす諸矛盾も拡大した。影響は農村部にも広がっていく。とくに1870年代の末から続いていたヨーロッパの農業恐慌は、この国に深刻な影響を与えた。保守的な地主やジェントリー階級の間、反資本主義を標榜する重農主義的反対派が台頭した。他方では、都市の労働運動が新たな高まりを見せ、農村においても農業労働者や貧農の運動が激化する。ハンガリーの特化した工業では、農村の過剰人口を吸収しえず、移民が一段と増大した。こうした状況の下で、政府は産業保護政策を強化する（例えば繊維産業の助成や農産物関税率の引き上げ）一方で、治安対策の強化や社会政策的対応にも迫られたのである。こうした状況は統計にたいする政府ならびに社会の需要を高め、官庁統計の一層の拡充を促したのである。

Jekelfalussy の統計局は、官庁統計を集中化することに努めた。それは先ず、各省庁の集める統計データを基本的に統計局に集中し、そこで整理集計することであった。そのために、各データの蒐集に統計局での整理に適した調査カードが採用される。Jekelfalussy は、1895年の国家による戸籍登録の開始を機会に、人口動態統計にこれを適用し、火災統計や犯罪統計にも広げた。

動態統計の整備は、金融統計の拡大や社会保険をふくむ保険統計の開始にも見られる。さらに、その後第1次世界大戦までには、移民統計（出入国統計）、家畜市場統計、市場向精粉統計、ストライキ統計、職業災害統計、等々にひろがる。²⁷⁾

センサス式の調査の拡大の面で、注目されるのは、1895年の大規模な農業調査である。ハンガリーにおける農業の大きな比重にもかかわらず、農業センサスの開始は営業（工業）調査に比べて遅かった。大土地所有貴族の支配するこの国では、それは一種の聖域であったのかもしれない。しかし、既述の農業恐慌の深刻な影響のために、農業経営と農業事情の悉皆的調査の要求が政府や関係者の間で高まったのを受けて、統計局の提案により、そのための法案と予算が承認された。農業経営調査は、所有ではなく、経営を単位とする調査票に調査員が記入する形で実施され、農業経営者、経営面積（作物別）、従業者（家族、職員、奴婢等別）、付属工場の有無、農業機械、家畜、果樹等が調査された。

ところで、法制的な面で1897年法の一つの先駆として注目されるのは、外国貿易統計に関する1881年の法律を一部改正する法律（1895年）である。この法律は、申告義務違反に対する罰金刑を定めただけでなく、さらに申告の正確さを検査するために統計局の常設支所を、主要駅、駅通およびフィウメ港におき、必要な場合には実地検査をおこなうことを規定した。Bokor によれば、この貿易統計の改正のねらいの一つは、商品分類を一段と精密にし、またそれによって価額の推計を正確にすることにあり、輸送申告書の品目記載の一層の正確性が要求されたのである。申告義務と罰則の規定は1890年の国勢調査法に見出されるが、²⁸⁾ 申告内容に関する実地検査権が規定されたのはこれが初めてであったと思われる。²⁹⁾

- 13) 本節の統計史的事実の記述は、特に断わらない限り、Gustav Bokor, *Geschichte der amtlichen Statistik in Ungarn* (“Allgemeines Statistisches Archiv”, Bd 5, 1898/99, SS. 338-365) に依拠している。なお、この論文の基礎になった Bokor の著書 “*Geschichte und Organisation der amtlichen Statistik in Ungarn*,” Budapest 1896 は参照できなかった。
- 14) 久しくオーストリアの支配下におかれたハンガリーでは、1830年頃から、一定の自由主義的改革の志向と共に、オーストリアに対する独立の試みが強まり、失敗に終わったとは言え、1848年—49年の市民革命＝独立戦争を経験した。1866年の普墺戦争に敗れドイツ連邦からしめ出されたオーストリアは、ハンガリーに対する専制的支配の方針を転換し、ハンガリーの支配層（大土地所有貴族）と妥協し、形式的には対等のハンガリー王国の存在を認め、二重君主国オーストリア・ハンガリー帝国がつけられた。二重君主国は、軍事・外交・財政の面でなお実質的につながりを持ち、これらは共通閣僚の手で処理された。なお通商・関税・通貨・鉄道・国立銀行に関する事項は両国が独立国の立場で相互に協定を結ぶことになったが、この協定は十年ごとに更新しなければならなかった。こうした共通部分の運営をめぐって両国の利害は種々対立し、しばしば衝突がおこった。矢田俊隆著『ハプスブルク帝国史研究』(1977) 特に第三章「ハンガリーの経済的發展と社会・政治構造」参照。またハムレーニ・エルヴィン編田代文雄、鹿島正裕訳『ハンガリー史』1. 2 (1980, 原著1973) 参照。
- 15) 二重君主国体制の成立に先立って、ハンガリー科学アカデミー (1825年創立) の中で、ハンガリー独自の統計の創出を意図した動きが始まっていた。すなわち1860年にアカデミーの中に統計委員会がつけられ、統計の編集・加工だけでなく、独自の調査をも試みた。この委員会は1863年総督府に統計部局の設置を建白し、これを受けて総督府につけられた混成委員会はその提案を提出したがこれは陽の目を見なかった。G. Bokor. S. 340.
- 16) K. Keleti については、G. Bokor, *Das Zentenarium Karl Keletis* (“Allg. Statist. Archiv,” Bd. 24, 1934/35, S. 219 u. ff.) および J. Jekelfalussy, *Karl Keleti, 1833-1892* (“Allg. Statist. Archiv”, Bd. 2, 1891-1892, S. 747-751) 参照。
- 17) 以上の経過および1874年法の内容については G. Bokor SS. 341-348 参照。残念ながらわれわれは法律の全文に接しえなかった。
- 18) G. Bokor. S. 347. Bokor はさらに、「この法律はこのような助けとして計画された」としている。
- 19) この部分は矢田俊雄、前掲書 385-387 頁参照。
- 20) オーストリアのこの時の国勢調査については、さしあたり Robert Meyer,

The history and development of government statistics in Austria (“The history of statistics” ed. by J. Koren. 1918), p. 94-95 参照。

- 21) G. Bokor, S. 343. Bokor によれば, Keleti は教育省の依頼でおこなった当時の就学児童の調査では宗教と民族所属を調べ, これから国民の民族所属を推計した。
- 22) 周知のごとく, ハンガリーは多民族国家であり, 民族の差異は, その政治的・経済的・文化的条件と深く結びついていた。したがって「ハンガリーでは, 母語と伝統宗教は, 国勢調査だけでなく, 経済や文化の発展要因を調べようとするほとんどの調査にとってその確立を不可欠とするほど重要な住民の特質である」Landislaus v. Buday, The history and development of official statistics in Hungary (“The history of statistics”, ed. by J. Koren. 1918) p. 397 (なお, この論文の独訳 ‘Die Entwicklung der ungarischen amtlichen Statistik’ が “Allg. Statist. Archiv” Bd. 9 にある)。
- 23) この点でハンガリーは1872年の国際統計会議の決議を実行した数少い国の一つとなった。
- 24) この時期の統計ではないが, 1909-1911年のそれによると, オーストリアとの取引は, 輸出入共に全体の70%以上を占めた。矢田俊雄, 前掲書 366 頁参照。
- 25) G. Mayr, Die staatlichen statistischen Aemter Oestereich-Ungarns (“Allg. Statist. Archiv,” Bd. 1) S. 762.
- 26) P. エルヴィン編, 前掲書Ⅱ, 71ページから, 工業化の一端を示す次の表を一部省略して引用しておく。

表1 ハンガリーの経済発展 1850—1913

年	人口 (百万人)	鉄道 (km)	機械 (1000馬力)	工業労働者 (1000人)
1850	13.2	178		—
1867	15.4	2,200	(1863年) 8.6	—
1880	15.6	7,200	(1884年) 63.8	110
1890	17.4	11,500		165
1900	19.3	17,000	(1898年) 307.4	320
1910	20.9	22,000	886.1	510
—1913				620

とはいえ, 1900年の国勢調査では, 人口の68.4%は農林業であり, 鉱工業運輸の計は19.6% (日傭労働者をのぞく) に過ぎなかった。Mirko M. Kosió, Ergebnisse der ungarischen Volks-und Berufszählung 1910 (“Allg. Statist. Archiv,” Bd. 8) S. 760. なお当時の農林業就業者のうち自営者200万 (35%) にたいし労働者は350万 (64%) 人を占め, 商工業就業者は自営者64万 (31%),

労働者130万（63.4%）であったという（P. エルヴィン編，前掲書，2. 84-85頁）。

- 27) L. Buday, *ibid.*, p. 409-413.
- 28) H. Rauchbery, *Die Bestimmungen über die Volkszählung in der österreich-ungarischen Monarchie* (“Allg. Statist. Archiv,” Bd I. SS. 725 u. ff).
 ここには，附録として，1890年の国勢調査法，調査票，世帯集計票が掲げられている。
- 29) この強い申告義務の規定にあたって申告義務者の権利保護規定が設けられたか否かは明らかでない。なお上記の1890年の国勢調査法には守秘義務等の規定は見出せない。

Ⅲ. 19世紀末までのハンガリー官庁統計の 発展の特徴と1897年法

以上の簡単な歴史的概観からも，ハンガリー官庁統計が，内政的独立を得てからの30年の間に，かなり急速に活動を広げ，先進国の統計の仲間入をすところまで達しつつあったことが知れるであろう。実際，一定の大規模調査の実施や，集中的整理のための一貫した努力において，二重君主国の支配の一方のオーストリアに先行するほどになっていたと思われる³⁰⁾。

同時に，この国の官庁統計とその制度の発展にかなりの特徴が見られる。最大の特徴は，統計局が一貫して統計活動の中心となり，統計業務の集中が強くみられることである。このことは，何よりも，この国が，内政的独立を得てから，早急に統計の整備を進めざるをえなかったこと，またそのために K. Keleti に代表される統計局のイニシアチブが必要であったためであろう。

実際，ハンガリーでは，国家の近代化を急ぎその政策をたてるには，専門行政の体制の確立や，地方行政の集権的整備にむしろ先行して，そのための全国的基礎資料を作り出さねばならなかった。たとえば，政府は普通教育の義務化に早く着手したが，この国では学校教育の大半は教会が握っており，戸籍業務もまたそうであったから，教育省は，義務教育年令の児童数と就学児童数の調

査を農商務省統計課（後の統計局）に依頼せねばならず、以後、学校統計は、統計局の大きな仕事の一つになったのである。

しかもこの国の行政機構には、古い封建的体質が根強く残っており、当初は「あらゆる統計調査にたいして全く不機嫌で、ときには反抗的でした³¹⁾。」これが早くも1874年に統計局へのデータ提供義務を法的に規定しなければならなかった直接の背景であったが、ともかくそれによって統計局の権限が強化され、集中化の一つの基礎となった。

もちろん、専門行政がある程度進めば、当該部局での一定の業務データが蓄積し、独自の統計調査の要求も生じる筈である。そこから、たとえば、オーストリアでは、中央統計委員会に直結する統計総局のほかに、70年代初めに、農商務省、農林鉱業省に統計課ができ、分散化が始まった。ハンガリーでも、そうした動きが無いわけではなかった。たとえば、1884年に、農商務省自体に、農林統計課が設けられて、その年、家畜調査を実施している。しかし、この調査は、市町村毎の総計を求める表式調査であって、その結果は、国勢調査に付帯して実施された前二回の調査より信頼性に劣るものに終わった³²⁾。結局、この課は、農業統計の中心にはならなかったのであるが、この経過は末端行政機構の整備を含めた分散化のための制度的条件がこの段階でなお欠けていたことを示している。

統計調査の方法自体についてみると、これまで見たように、ハンガリーでは、最初から直接的調査の比重がたかく、しかも早くからセンサス形式の幾つかの大規模調査（国勢調査、営業調査、職業調査）が始められたこと、さらに、その際、中央集査の方針が積極的に採用されたこと、が一つの特徴と言ってよい。そこには、先進国に対抗しようとする統計局の強い努力が窺えるのと同時に、上記のようなこの国の諸条件のもとでは、基礎的データの獲得には、こうした方法がむしろ不可欠であったし、そしてこれがまた統計局の役割を大きくしたと言える。

さて、以上に見た初期の発展の特徴は、ハンガリーの1897年法の歴史的前提として重要であるが、この法律の直接の背景には、前節で触れたような90年代

入ってから強く感じられるようになった資本主義的發展に伴う諸矛盾の激化のもとでの、官庁統計の課題の拡大があったと考えられる。この時期には、政府・行政の指導的部分にとって、産業政策や社会政策のための適切な統計の必要がますます強まらざるをえないと同時に、経済發展にともなって、産業界の一部の統計需要も高まりつつあったと考えられる。そのことは1897年の法律の準備と並行して、統計年鑑、統計通報（不定期の調査報告書）の他に、統計月報³⁴⁾の刊行が用意されたことから推察される。統計行政にとっては、前の節で見られるように、ようやく広がってきた行政自身の業務統計をいっそう統計目的に合せて整備することも緊急な課題であったが、産業政策・社会政策上の必要に応えるには、直接調査の範囲をさらに広げ、しかもそれを定期化することが必要であった。さらに、調査結果に一段と高い正確性が要求されたことは言うまでもない。

こうした新たな段階での課題の拡大に対処するために、統計行政に従来以上の強い調査権限を確保することが、1897年法の目的であった。従来の1974年法の申告義務の対象範囲は限られていたから、それまで個々の大規模調査については個別の立法によって個人や企業の申告義務が規定された。しかし今や、個人や企業の申告義務がより広い範囲の調査にひろげられる必要があった。しかもそれまでの経験から、それを実質化するには、たんに罰則を規定するだけでなく、既に1895年の貿易統計にかんする改正法で認められたように、申告の正確性を点検できる実地調査権を確保する必要があると考えられたのである。

1897年法は、一方では1874年法の形式を押し進めて、こうした強い調査権限を一般統計法として規定し、統計局に権限を集中する方式をとるとともに、他方では、被調査者の権利保障のための諸規定を巾広く盛りこむことになった。

中央統計局への権限集中は、実体的にこれまで述べたハンガリー官庁統計の發展の方向に沿いつつ、Jekelfalussyの強い主張が貫かれたものであるが、立法上も、上記の強い調査権限を統計目的に限定する意味で、それを専門行政から独立した中央統計局に集中しその責任を明確にするという構造が好都合であ

ったと考えられる。

一般的申告義務と実地検査権³⁵⁾の法制化に対する危惧を排除するため、申告義務者の権利保障のための諸規定が周到に盛り込まれなければならなかった。その際、世界的な先例や議論が最大限に取り入れられたと考えられる。こうして、たんなる守秘だけではなく、データ利用の統計目的への限定という観点からも、当時としてもっとも周到な法制化がなされた。

しかし、いっそう注目されるのは、個人および法人が申告義務を課せられる調査事項の範囲を明確に限定するという点に関して、この法律が立憲主義の建前を貫こうとした点である。この法律自体は、一種の一般法であって、個別立法を省いて、大規模な調査もふくむ広範囲にわたる調査権限を政府に賦与しようとするのであるから、政府がいかなる調査を予定しているかについて、年々議会に報告することは、予算審議のためにも必要であったであろう。しかし、この法律の特色は、個別的調査について、調査票をも添えた中央統計局の具体的作業プランを承認する最終権限を議会に残し、この承認のない事項については国民に申告義務がないことを明確にした点にある。統計法自体のなかに、申告義務を生じる具体的項目について議会をとうして国民の承認を必要とするという考え方が示されている点では、それは、たとえば我が国の戦前の統計立法³⁶⁾はもちろん、戦後の統計法とも全く異なるものであった。

こうした違いが何処から来たかは、これまで見てきた統計史的状况だけではもちろん説明できない。ハンガリーの場合、統計調査にたいする不信がなお強かっただけでなく、政府の調査が国民の権利に関わるという意識が議会を含めて広く存在したからこそ、議会の承認を強調する形で政府の調査権限の拡大強化が計られなければならなかったと言えよう。³⁷⁾

最後に、このハンガリー法の運命について述べておこう。それは、第一次世界大戦と失敗に終わったハンガリー革命を経て狭い領土に制限されたハンガリー王国においても引き継がれたが、1929年に、新しい統計法に改正されている。³⁸⁾それは、上述の集中的体制にもかかわらず、行政上・立法上の必要から個々の省庁の統計調査が増加している実態に照らし、統計法の適用範囲を広げ、同時

に統計調査全体の一元的調整をはかることを主たるねらいとした改正であった。このため、調整機関として、中央統計局および各省の代表と専門家から構成される統計評議会がおかれ、中央統計局の調査だけでなく、各省の規則的調査についても、その作業計画を統計評議会に提出しここで審査をうけ、政府全体の作業計画として決定されなければならないことになった。この点で実質的に大きな改正が為されたのであるが、しかし、それ以外の基本的な点では、この改正にもかかわらず、1897年の法律の諸規定が残された。すなわち、統計評議会によって決定された政府の作業計画が内閣総理大臣によって議会で提出され承認されることによって、それらの調査にたいする国民の申告義務が生じるという建前は維持されたし、申告義務者の権利保障のための諸規定も殆どそのまま踏襲されたのである。

- 30) オーストリアの官庁統計もちろんこの段階ではかなり発展をとげており、たとえば1890年の国勢調査ではヨーロッパではじめて電気式集計をおこない、あるいは90年代末から労働統計に力をいれるなど進んだ活動がみられるが、他方この国では統計活動の分散化が進み、営業センサスや農業センサスの実施などはハンガリーよりも遅れ、1902年になってはじめて実施された。また、官庁統計の法制化の面ではずっと遅れた。オーストリアの当時の官庁統計については、さしあたり、Robert Meyer, *The history and development of government statistics in Austria* ("The History of Statistics" ed. by J. Koren, 1918) および A. Günther, *Zur Geschichte der österreichischen Statistik* ("Allg. Statist. Archiv," Bd. 7, 1907) 参照。
- 31) G. Bokor, *Das Zentenarium Karl Keletis* ("Allg. Statist. Archiv," Bd. 24, 1934/35), S. 219.
- 32) G. Bokor, *Geschichte der amtlichen Statistik in Ungarn*, a. a. O. S. 360.
- 33) この点で、たとえば戸籍による人口調査を続けたり、府県「物産表」や「農商務通信規則」による表式調査に長く依存した我国の明治期の発展とは趣を異にする。わが国のセンサス式官庁統計は、「甲斐国人別調」(1879年)を別とすれば、本格的には1909(明治42)年の「工場統計報告規則」による工場統計(当初5年毎)であった。例えば相原茂・鮫島龍行編『統計日本経済』(筑摩書房)の第1章、第2章参照。
- 34) 統計月報の刊行は1897年法にも規定されている(第5条)。

35) ただし、この法律は、わが国の「資源調査法」（1929年）のように、一般的な実地調査（立入調査）権を規定したのではなく、官庁および官庁の監督下にある施設や会社について「提出されたデータの信頼性と適合性の吟味・検査」の目的で行うものであり、また株式会社や信用組合の営業帳簿の閲覧については、データ提供ないし訂正を拒否する場合に限られていること（第10条）を注意しなければならない。我国の現行「統計法」の第13条は「統計官…は、指定統計調査のために「必要な場所に立ち入り、あらかじめ総務庁長官の承認を得た事項について、検査をなし、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問をすることができる」として、実地調査の権限を規定しているが、目的・事項・調査資料の範囲については総務庁長官の判断に委ねられる形になっている。

なお当時の外国の例としては、先述のオーストリアの「労働統計に関する法律案」（1895）に、「義務づけられた調査の目的で企業の労働者名簿、作業日誌および勤務日誌、就業規則ならびに労災保険負担の記録、その他の賃金台帳類の閲覧ができる」という条項が含まれている。第1章注8）にあげた論文参照。

36) 中央統計局の作業計画書は政府予算案提出時に議会に提出される（第3条第2項）。

37) 戦前の我国の統計法で法律そのものに申告義務を規定したものは「統計資料実地調査に関する法律」（1922年）、「資源調査法」（1929年）であり、それらの調査事項の具体的範囲はいずれも「勅令」「命令」に委ねられた。戦後の「統計法」は、申告義務を課す「指定統計」の指定とその「目的、事項、範囲、期日及び方法」等々の承認の機関を、制定当初は「統計委員会」に、後に行政管理庁長官（現在は総務庁長官）としている。

38) このような権利意識はハンガリーの国民が不徹底とはいえ市民革命・独立戦争の洗礼を受けたことと無関係ではなからう。ただ、二重君主国時代のハンガリーの政治体制は、立憲主義と自由主義を建前としつつも必ずしもブルジョア的な民主主義が支配していた訳ではなく、選挙権は財産・教育・職業によって制限され、議会では大中の土地所有階級が多数を占めていた。経済的に発展をしつつあるブルジョアジーも政治生活では自ら表面に出ることが少なかったといわれる。こうした政治体制と1897年の統計法との関係はなお検討すべき問題を含むが、ここでは立入れなかった。

39) 以下は、Alois Kovács, Das neue Ungarische Statistische Gesetz (“Allg. Statist. Archiv,” Bd 19 1929), SS. 235-239 による。

[資料] ハンガリー王国中央統計局にかんする法律1897年第35号（1897年8月27日裁可、1897年9月2日公布）⁴⁰⁾

第1条 ハンガリー王国統計局の任務は、ハンガリー王国の諸領地の公的状态を明らかにした公共の利害に関わり年々変動する状況を明らかにすること、この目的のために可能なかぎり完全で信頼できるデータを蒐集すること、データを吟味、総括、整理すること、これらを統治・行政等の実際目的ならびに科学的目的のために等しく役立つ仕方で公表すること、にある。

中央統計局は、比較のために国際的なデータを蒐集しなければならない。中央統計局はまた自ら国際統計の利益を促進する義務をもつ。

第2条 データの蒐集ならびにその加工および公表に関し、ハンガリー王国中央統計局の権限は、ハンガリー王室の諸領地の全域に及ぶ。

但し、クロアチア・スラヴォニアの州政府が、自治権にもとづく立法と行政の目的で蒐集する統計データ、またはハンガリー王国中央統計局がクロアチア・スラヴォニアの統計局に蒐集と整理を委ね、これを利用する統計データは、例外とする。上記のデータに関しては、その蒐集と総括が中央との合意に基いて行われる限り、中央統計局は直接データ蒐集および整理を行わない。

第3条 中央統計局は商務大臣に直属する。商務大臣は、閣議の同意ならびに皇帝兼国王陛下の裁可を経て、中央統計局の職務範囲および職務規定を省令として定める。

中央統計局の業務にかんし、毎年詳細にわたる作業計画が作成されなければならない。作業計画書には、既に進行中のデータ蒐集作業を列記すると共に、次年度に企画している新規のデータ蒐集作業を掲げ、これにつきデータ蒐集の対象と方法の詳細ならびに当該データ蒐集が直接間接に私人の申告に基づくものであるか否かを明記せねばならない。

作業計画には、私人の所得または資産の全体に関するデータ、あるいはこの所得または資産のうち外部に明かされない部分に関するデータ、最後に、個人の家族生活、共同生活ならびに道徳生活の内的な諸事情に関するデータの蒐集を取りあげてはならない。

商務大臣は、閣議の同意を得て決定したこの作業計画書を、これに使用される調査票を付した上で、国家予算案提出時に、議会に提出しなければならない。

中央統計局は、議会によって承認された作業計画の範囲内でその年間の作業を進める。作業計画の範囲外のデータ蒐集は、緊急の場合に限り、あらかじめ議会に報告した

後に、これを行うことができる。

第4条 第1条の目的を助けるため、中央統計局は、公的な図書室および地図蒐集室を備える。

この目的のために、図書の印刷人または発行人は、出版物一部を統計の目的で中央統計局に無料で提供しなければならない。

この納本義務はつぎの印刷物について生じる。

1. 純娯楽的出版物を除き、整本ないし仮綴された機械刷のあらゆる著書、
2. 純娯楽的出版物を除き、また週刊ないしそれ以下の期間で発行される新聞を除いて、あらゆる定期刊行雑誌、
3. 学校の紀要、すべての年報、統計報告書、職員録、さらに世界地図と部分地図。

納本の方法と納本者の責任に関しては、学術目的のための出版物の納本義務に関する現行法規に準じて商務大臣が省令をもって定める。

クロアチア・スラヴォニアにおいては、中央統計のための出版物の義務的納本について、大守が相応の配慮をするであろう。

第5条 中央統計局は、統計データ蒐集の結果を、統計年鑑、月報および統計報告書によって公表する。

年鑑は、ハンガリー王国の諸領地の公共の利益に関するすべての事情を取上げ、月報は毎月の公表に適わしい重要データの全てを収録する。また統計報告書は統計データ蒐集の個々の部門に限定した公表をおこなう。

内閣総理大臣は、毎年予算案提出時に、各省の職務範囲を包括的に含む統計年鑑を議会に提出しなければならない。これには各省の活動ならびに各省の管轄と監督下にある業務と公的状态を説明した報告書を添えなければならない。

中央統計局の全ての出版物は、職務として全ての県〔および市〕(Munizipien) に送付されなければならない。

第6条 中央統計局に局長をおき、その代理者として次長をおく。

統計局の正職員は二つの種類に分かれる。企画担当職は、管理および企画業務を担当し、また科学的な作業の処理にあたる。統計および事務担当職は、統計データの数字的

な吟味と整理集計を担当し、また地図表象業務、司書業務、事務処理、物品管理を担当する。

企画担当職に任用される職員は、1883年の法律第1号第3条に規定する理論的資格を要求される。ただし企画担当職に割当てられる総定員の三分の一を超えない範囲で、上記の条項に定める法律学および国家学に関する資格をもたない職員を任用することができる。ただしこれらの職員は、医師免許または技師免許をもつ者、あるいは地理学、人種誌学または歴史学専攻の博士の学位をもつ者、またはこれらの学科目の中等学校教師免許をもつ者、あるいは農業アカデミーの卒業免許をもつ者でなければならない。

統計および事務担当職においては、中等学校卒業免許をもつ者またはこれと同等の資格をもつ証明書が要求される。

第7条 今後中央統計局に任用されるべき官吏試補、および現在八等級以下の俸給号俸にある吏員は、企画担当職または統計・事務担当職に任用された場合にも、その任用後一年以内に統計学の専門試験を受けなければならない。この試験に合格するまでは、その身分は暫定的なものにとどまる。一年以内に試験に合格しない場合には、特に賠償することなしに解職されることがある。

統計学の専門試験の対象範囲および試験委員会の組織と試験日程は、商務大臣が省令で定める。

第8条 大小の市町村における公立学校および法的に承認された学校で現に任用されている小学校教員は、学校の維持者の如何を問わず、教育に関する毎年の記録調査において常に調査員として協力しなければならない。また比較的大規模な定期的データ蒐集において、文部大臣の同意を得て発せられる商務大臣の命令にもとづき、調査員として協力しなければならない。上記の場合、いずれも服務規則上の責任を有する。

前項に掲げた教員の協力を要する統計データ蒐集は、なるべく学校の休日を実施しなければならない。その他の日に実施する場合には、その教員が統計データ蒐集に従事する学校または学級において、一年間に六日以内にかぎり、実査日の授業を休業にすることができる。

商務大臣は、大規模な統計データ蒐集にあたり、教員の協力をたいする手当を、その都度、命令をもって定めるものとする。

クロアチア・スラヴォニアにおいては、統計データ蒐集にたいする小学校教員の協力に関して、大守が適当な処置を講じるであろう。

第9条 官庁、すべての民事裁判所および教会組織ならびにそれらの機関（Organe）は、第3条に規定する範囲内でなされる中央統計局の指定にしたがい、第1条に掲げる目的に必要なデータを調達し、中央統計局に引渡す義務をもつ。

国防軍に関する統計データについては、国防大臣は、国防上公表されてよいデータを中央統計局の使用に委ねる。

各種の施設、団体、協会、会社ならびに個人は、上述の目的に必要な各自に関わるデータを、要求に応じ中央統計局に直接送付し、またはデータ提供を命じる文書に示された官庁の機関（Organe）に引渡す義務を有する。

個人は、第3条の規定にもとづいて議会で提案され承認された作業計画の中で当該データ蒐集が直接または間接に個人の申告に基くことが明記されている統計データに限り、この法律の第11条および13条に定める結果責任のもとで、このデータを提出する義務をもつ。

データの送付を求められた者が中央統計局またはデータ提出要求書に示された機関宛に送付する信書および郵便物の郵便料は免除される。

第10条 中央統計局は、提出されたデータの信頼性および適合性を吟味・検査する目的をもって、データ提供義務のある官庁ならびに官庁の監督下にある施設・団体・協会・会社の登録簿・記録文書および業務報告書を閲覧する権限を与えられる。さらに何らかの法律にもとづいて行政官庁がその営業帳簿の検査を行う権限ないし義務があるすべての企業について、中央統計局はその営業帳簿を閲覧する権限を与えられる。

株式会社および協同組合が記帳する営業帳簿については、これらの法人が前項の規定に該当しない場合には、当該株式会社または協同組合が求められた統計データの提出を拒み、あるいは誤った申告の訂正を拒む場合、または当該法人自身の証言により統計的申告を正しく記入することが不可能である場合にかぎり、中央統計局はその営業帳簿を閲覧することができる。

中央統計局は、登録簿、記録文書および業務報告書を閲覧し、または営業帳簿を閲覧するにあたり、あくまで問題とする統計データを明らかにしまたはその正確性を確かめ

るだけに止めなければならず、この目的に関係のないデータ、とくに個人に関わる記録にまでその調査を及ぼしてはならない。

統計データ蒐集の検査のため、または統計的申告の作成および訂正のために株式会社および協同組合の営業帳簿の閲覧が必要になる場合には、中央から特に任命された官吏を一時的に派遣することにより、あるいは常設の統計支局の特に任命された官吏によって、この閲覧をおこなうことができる。この目的のために、重要な都市には、一定の区域にわたって権限をもつ統計支局をおくことができる。

第11条 官庁またはデータ蒐集にあたって協力を義務づけられたその他の機関、ならびに直接データ提供を義務づけられた施設、団体、協会、会社および個人は、それぞれの最善の知識にもとづき、期日を守って統計データを提出する責任をもつ。統計局の正当な要求を受けとった後に、十分な納得するに足る遅滞理由なしにデータが提出されない場合においては、中央統計局は遅滞者の費用負担において現場におもむいてデータを調達することができる。

これに要する費用は、中央統計局において査定し、明細書を添えて遅滞者に通知する。査定された費用は公租の取扱に関する法律の規定に従って遅滞者から徴収される。

第12条 つぎに掲げる中央統計局の命令を受けた者は、指定を受けた日から15日以内であれば、商務大臣宛にそれに対する抗告をおこなうことができる。

a) 統計データの提出に関する命令、

b) 第10条の規定に従って行われた施設、団体、協会または組合の登録簿、記録文書および業務報告書の閲覧ならびに企業、株式会社または協同組合の営業帳簿の閲覧に関する命令、

c) 第11条の規定にもとづいて行われる遅滞者の費用負担による現地での統計データの調達に関する命令。

右のa) およびb) に掲げる場合には、抗告によって執行延期の効力が生じる。c) に掲げる場合には、抗告によって執行延期の効力が生じるのは、所要経費をデータ提供義務をもつ当事者または中央統計局のいずれが負担するかに関する事柄に限られ、抗告によってデータの調達は阻むことはできない。

その他、第11条第2項にしたがって査定された強制調査費用の費目および評価額にた

いしても、その通知の日から15日以内において商務大臣宛の抗告が許される。この抗告によって、執行延期の効力が生じる。抗告について印紙税は免除される。

第13条 故意に誤った統計データまたは不正確な統計データの申告を行う者、またはこの法律に基づいて提出すべき統計データの提供を、法律の規定に基づく命令の効力発生後において拒否する者は、法律違反（Uebertretung）とみなし、その都度100クロネまでの罰金を課す。

第14条 虚偽の風説を流布することにより、この法律に基づいて提出されるべき統計データの蒐集を困難ならしめる者、またはそれによって所定の期日内の調査の実施を妨げる者は、このために発生する損害、すなわち、その場合に必要となる再調査またはその他の処置のための経費を負担しなければならない。

右の損害賠償の責任、損害額ならびに経費の額は、所管する王国裁判所が決定する。

第15条 中央統計局の職員、またはこの法律に基づいて提出されるべき統計データの蒐集または整理を委任されたその他の者であって、この任用または委任の期間内であると任用または委任の終了後であると問わず、上記の資格において知り得たところの個別的な性格をもつ統計データやその他のデータを私的個人またはこのデータを知る権利のない官庁に伝達し、引渡し、提示しまたは閲覧させる者、またはこの法律に反して公表する者はその行為がより重い刑罰的責任に該当しない限り、法律違反とみなし、2ヶ月までの禁固刑ならびに600クロネまでの罰金刑を課す。なお服務紀律違反の責任および発生した損害にたいする賠償責任は、これによって消滅することはない。

第16条 この法律の第13条および第15条に掲げる法律違反に関わる事件は、1880年の法律第27号第40条第5項に従い、王国地方裁判所が取扱い、クロアチア・スラヴォニアにおいては同州の王国裁判所が取扱う。

第17条 個別的な性質をもつ統計的申告および中央統計局がデータ蒐集または検査の機会に知るに至ったその他のデータは、課税のさいの基礎として用いてはならない。

中央統計局は、統計データの公表にあたり、職員録の類に属する報道を除き、また法律等に基づいて公表されるデータを除き、個別的にはデータの公表をおこなわず、必ず地域別または事項別に集計した形で公表しなければならない。

第18条 この法律の発効と同時に、国家統計局の組織に関する1874年の法律第25号およびそれに基いて発せられたすべての命令は無効とする。同時に、本法第5条第3項の規定により、そこに掲げる統計年鑑および議会報告の最初の提出の時点以後、公衆衛生に関する1876年の法律第14号第165条にいう「内務大臣は国の公衆衛生事情に関し議会にたいし毎年報告をおこなうものとする」との規定、さらに、小学校の公教育に関する1868年の法律第38号の第148条にいう文部大臣は「公教育に関し議会にたいし毎年報告をおこなうものとする」との規定、および中等学校に関する1883年の法律第30号第73条にいう「文部大臣は中等学校教育の状況に関し毎年報告し、かつ三年毎に詳細報告を提出するものとする」との規定は無効とする。ただし、外国貿易統計に関する1881年の法律第13号、ならびに、この法律の補足およびその個々の規定の改正に関する1895年の法律第18号は、従来どうり有効とする。

第19条 この法律の執行は商務大臣の責任とする。商務大臣はクロアチア・スラヴォニアに関して、共通ハンガリー政府が専ら提供すべきデータを除き、大守との協議にもとづいて適当な処置をおこなうものとする。

以上

- 40) 'Reorganisation der Landesstatistik in Ungarn, Gesetz-Artikel XXXV'
("Allg. Statist. Archiv", Bd. V.) SS. 327-332.